

## 会議結果報告書

### 1 会議の名称

令和6年度光市人権施策推進審議会

### 2 開催日時

令和6年5月29日（水）13時30分～14時45分

### 3 開催場所

光市役所防災庁舎 災害活動センター

### 4 出席人数

委員10人（7人欠席）、事務局8人

### 5 公開・非公開の別

公開

### 6 会議の議事録

#### (1) 開会

#### (2) 委嘱状交付

#### (3) 市長あいさつ

#### (4) 委員紹介

#### (5) 会長、副会長選任

#### (6) 議事

ア 光市人権施策推進審議会について（事務局説明）

#### 【質疑・意見等（要旨）】

（委員）

部会を設置するようになっているが、今まで設置されたことはあるか。

それから、その部会はどういう具合の考え方をしているのか。

（事務局）

部会は、必要に応じて何か課題があったときに開催するものである。

（会長）

条例に従って、平成22年9月に最初の「光市人権施策推進指針」が出されている。今後、これを活用してまとめていくときには、審議会委員の皆さんに割り当てられ、検討して進めていくようになろうかと思う。

イ 光市人権施策推進指針について（事務局説明）

#### 【質疑・意見等（要旨）】

(委員)

県の指針は16項目だったと思う。光市の18項目は必要だから追加されたのか、それとも社会的にもいろいろな問題が出てきているから、県とは別に追加したのか。

(事務局)

県の指針の項目は16だが、本市の課題があるということで2つ追加した。今、県は指針の見直しを行っており、それに合わせて本市でも改定を図るが、その時は新たな地域課題が出てくると思うので、皆様とこの場で協議をさせていただき、議論させていただきたい。

(会長)

「山口県人権推進指針」は平成24年に改定され、次の指針はまだ出ていない。県の指針に沿って光市は平成29年に改定したが、その後も社会問題、少子化問題、高齢化問題等、いろいろな社会の問題、また、文化の発達に伴う個人情報等々の問題があり、県からはそれらを含めた指針が出てくると思う。光市は光市で、課題を探究して皆で同一歩調で取り組んでいきたいと思います。

(委員)

昨日、山口県の審議会があったが、いろいろな意見が出てまとまっていないのが現状である。事務局で取りまとめて9月に第3回が開催される予定で、もうちょっとかかるかと思う。

(事務局)

県から情報がまだ入っていないので、現在協議中ということは間違いないが、方針が出たら審議会を開催して皆様と協議をさせていただきたい。

(会長)

県も、まとまった形として指針として発表する段階には少し時間がかかるということだろうと思う。

ウ 令和6年度人権施策に係る主な取組について（事務局説明）

【質疑・意見等（要旨）】

(委員)

パートナーシップ制度の問題で、長崎県大村市が話題になっている。住民票を世帯主と夫(未届)と記載したということで、感想の中に「やっぱり大村市に来て良かった」「ここが変わって良かった」という、本人たちが望んでいることを考えると、光市にもいろいろな人に来てもらえるよう、パートナーシップ制度について検討してもらいたい。県も9月からパートナーシップ制度を実施しており、宇部市、山口市、阿武町等増えてきている。そういう意味では、誰もが光市に来たいと言うようにパートナーシップ制度の導入をお願いしたい。指針の中にも入ってくればと思う。どうか。

(事務局)

パートナーシップ制度について、山口県はこの9月からの導入を公表している。その制度を全県下で利用できるよう、どのようなことができるかを現在調査している。大村市では住民票の表記を本人たちに寄り添う形にし、対象の方が大変喜ばれていたと伺っている。これは第一歩だということで、これも次回の指針改定の時に協議をしながら進めていきたい。

人権問題というのは、当事者に寄り添っていくのが重要と考えているので、この審議会の中で新たな人権についても皆様と協議をしたうえで進めていきたい。

(委員)

審議会は1年に1回位しかないので、今回で終わりとなると、それでは実行可能性がないのではないか。人権推進課の事業として取り組むことができないか。

(事務局)

指針の説明で申し上げたとおり、この指針が本市の人権施策を進めていくという基本にある。ですから、パートナーシップ制度については情報収集から始めさせていただいて、実現できるものがあれば、この審議会を通して考えたい。また、県の指針の見直しが始まっているので、今年に関しては、再度開催するかどうかはまだ未定だが、県から指針が示されたら、年に2回、3回と審議会を開催することがある。その時はよろしく願いたい。

(委員)

もう一つ聞いてみるが、この9月から山口県がパートナーシップ制度に取り組むので、県の絡むもので光市に関係するもの、県営住宅への入居等光市はあまり関係ないことかと思うが、パートナーシップ制度を宣誓された人がもし光市に来られた場合、何か調整等県と行われているか。

(事務局)

県はパートナーシップ制度を利用した、県内にある公営住宅の入居ができる等は考えられているところである。詳細については、まだ詰めている段階である。

(会長)

難しい問題だろうと思う。一人ひとりの人権を尊重するというのが人権の一番のことであって、難しいという形が裏にあると思う。一人ひとりの人権を尊重した住みよい社会を実現する、全国的に一つ二つあったことが新聞でもトップ記事になるということは、まだ認識の度合いの差があるかと思う。

その他のことでも、一人ひとりの人権と施策というところでは、なかなか難しいことがある。いかに歩み寄って、形あるものにしていくかというのが、私たちの力だろうと思う。

実は私、人権擁護委員をやっていて、相談を受けることがある。特に最近では、ハラスメント。パワハラ、セクハラ、いろいろ課題がある。いろいろ話を聞くと、大変だなあと思う場面もある。高齢化や年金問題等、大きな波風がたつて、それぞれの分野の中にも課題があつて、思ったようになかなか前へ進まない。じれったさを感じる方がたくさんいると思う。それぞれ私たちも微力ながら、一人ひとりの人

権が尊重されるような社会になるように、力を合わせてやっていきたいと思う。

(委員)

指針の⑩、性同一性障害とあるが、今はLGBTQという項目の取組か。

(事務局)

指針は平成29年に改正している。この文言自体が今は適切とは言い難く、委員が言われたように、今はLGBTQになるので、次の指針の改定には協議をした上で文言を入れていく。先程会長が言われたとおり、人権は新たなものが出てきたりして日々変化しているので、その辺りは改定していきたい。

(委員)

指導者の育成に関する、研修の機会を重視するという話、出張や出前講座の話があった。その概要が光市の掲げられている18の項目、それぞれの内容について出張や出前の研修を行っているのかを確認したい。

(事務局)

研修の講座の案内をする際に、企業や学校、公民館から、このような課題で研修講座をお願いしますということを言われる。こちらからもより多く視野を広げて人権課題について考えていただきたいので、チラシ等を配って、こういった人権課題があるのでその中からご検討くださいとお願いしている。

企業については、やはりパワハラやセクハラ等、ハラスメントの研修の依頼が多くなっている。学校では、近年は先程言われた制度、LGBTQについての理解、啓発ということで、児童・生徒向けであったりとか、保護者向けであったりとかというニーズは高まっている。そういった課題に対応できるように、細かい要望に応えられるように周知、啓発を行っているところである。

(委員)

18項目に関して、DVD1枚でどの位の時間で見ることができるか。

(事務局)

DVDにもよるが、長いものだと1時間、多くのものは30分のDVDになっている。DVDの作り方によっては、その30分の中で、いろんな課題について10分ごとに3本、テーマをオムニバス形式で作っているものもあるので、短い動画を見て、それに対する意見をグループで話し合ってもらいたいという形もとっている。近年、法務局もYouTubeに法務局のチャンネルを作って、短い動画や法務局が制作に関わっているDVDも一部インターネット上で公開している。そういったものも活用できるということを、先日行われた教職員対象の学校人権教育研究会の理事会でも紹介している。研修の資料として積極的に活用していただくように取り組んでいるところである。

(会長)

出前講座は、年間通して何件くらいあるか。

(事務局)

昨年だと、本課が企業等に出向いて行ったものが9件、コミュニティセンター等

へ出向いて行ったものが4件ある。その他、学校で夏季に行っている教職員向けの研修会へも昨年度4回伺っている。

(会長)

そのように、学校、コミュニティセンター、数名でも資料を貸していただけるとのことなので、しっかり活用してくださるようお願いする、地域の方からいろんなことをやっていくということが一番確かに前に進んでいくということになると思う。

(7) 閉会